

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（文部科学省）

制 度 名	地域住民同士により公共活動を行う NPO 法人に係る認定 NPO 法人制度の認定要件の緩和		
税 目	所得税・法人税（国税）		
要 望 の 内 容	認定 NPO 法人制度の認定要件において、「新しい公共」を担う総合型地域スポーツクラブや学校支援地域本部等、地域住民の誰もが参加できる事業については、「共益的な活動」として取り扱わない措置を講じる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲47 百万円 （ - 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>① 政策目的</p> <p>地域住民が主体的に参加し、支え合う総合型地域スポーツクラブ等の安定的な運営を通じた「新しい公共」の実現や地域のスポーツ等の環境の充実</p> <p>② 政策目的の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「『新しい公共』宣言」（平成 22 年 6 月）（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> ◇ 総合型地域スポーツクラブを拠点とした地域住民の主体的な取組 地域住民が出し合う会費や寄附により自主的に運営する NPO 型のコミュニティスポーツクラブが主体となって地域のスポーツ環境を形成する。 ○ 「スポーツ立国戦略」（平成 22 年 8 月）（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> 「新しい公共」の形成を担う総合型クラブの取組を促進するため、寄附税制等の税制措置を検討する。 ○ 総合型地域スポーツクラブ全国協議会からの要望（平成 22 年 7 月） 		

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>行政が費用を負担する公共サービスから、地域住民の会費により支え合うスポーツサービスに移行する中で、総合型地域スポーツクラブに対する行政の財政支援はあるものの、地域住民の金銭的負担は確実に高まっている。総合型地域スポーツクラブでは会費収入の拡充に向けて、地域住民の理解を得ながら、会費の値上げや新規会員の獲得のための取組を進めているが、これらには一定の限界があるため、総合型地域スポーツクラブの安定的な運営を図る上で、寄附金などの会費以外の収入源の確保が大きな課題となっている。</p> <p>現在、総合型地域スポーツクラブでは地元企業や商店からの寄附金を獲得するための取組を進めているが、今後更なる寄附金の充実を図る上で、認定 NPO 法人制度を活用しながら、総合型地域スポーツクラブの取組について幅広い協力や支援を求めていく必要がある。しかしながら、総合型地域スポーツクラブは地域住民のだれもが会員となり得るものの、自主運営の都合上、地域住民から会費を徴収する必要があるがゆえに、会費を負担して主体的に参加する地域住民を対象とした会員制の事業を実施している。このため、総合型地域スポーツクラブは、認定 NPO 法人制度の適用要件のうち、「事業活動のうち共益的な活動の占める割合が 50%未満であること」という要件を満たすことが不可能となっている。</p>	
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>(1) 文部科学省の実施する政策評価 「政策目標 11 スポーツの振興」の「施策目標 11-2 生涯スポーツ社会の実現」に位置付けられる。</p> <p>(2) スポーツ振興法に基づく「スポーツ振興基本計画」（平成 12 年 9 月策定、平成 18 年 9 月改定）において「総合型スポーツクラブの全国展開」について記載。</p> <p>政策の達成目標</p> <p>(1) 文部科学省の実施する政策評価 国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。</p> <p>(2) スポーツ振興基本計画 2010 年（平成 22 年）までに、全国の各市区町村において少なくとも 1 つは総合型地域スポーツクラブを育成する。</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>—</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>—</p>

		<p>政策目標の達成状況</p> <p>(1) 文部科学省の実施する政策評価、スポーツ振興基本計画 ○成人の週1回以上のスポーツ実施率：45.3% (内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」(平成21年9月)に基づく文部科学省推計) ○総合型地域スポーツクラブ設置市区町村の割合：64.8% (1,165/1,798市区町村(平成21年7月現在))</p> <p>(2) 寄附実績 ○「総合型地域スポーツクラブ全国協議会」に加盟しているもののうち、NPO法人格を有する総合型地域スポーツクラブへの寄附実績：26百万円(平成21年度)</p>
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>制度導入に伴う寄附件数の見込み(試算)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人：約900件 ・法人：約2,000件 <p>【算出根拠】 平成21年度の寄附件数(個人：120件、法人：266件)に、寄附実績額(26百万円)と寄附目標額(約196百万円)との比率を掛けたもの</p>
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>制度導入に伴う寄附金目標額(試算) 約196百万円</p> <p>【算出根拠】 別紙のとおり</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>—</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>(平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合型クラブ育成推進事業 238百万円 ・総合型クラブ特別支援事業 20百万円
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記の予算措置を通じて、総合型地域スポーツクラブの設立について支援</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>「新しい公共」の実現に当たっては、地域住民が行政に依存するのではなく、自らで支え合うことができる仕組みが重要であり、「新しい公共」を担う総合型地域スポーツクラブ等に対する寄附金の拡充を図るため、既存の税制措置を活用しようとするものである。</p>
<p>事項 と効果に関連する 別措置の適用実績 これまでの租税特</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—